

環境目標値の変更について

1 概要

環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、国において、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が定められています。さらに、本市ではより良い環境を目指すために、吹田市環境基本条例に基づき、環境基本計画で、「環境目標」を定めています。

今回、土壌汚染に係る環境基準の一部が改正されたことに伴い、環境目標を変更したものです。

2 変更箇所

(1) 環境基準と同値の環境目標の項目の変更箇所

ア 地盤

(ア) 土壌汚染（対象地域／市内全域）

| 項目 | 目標値：変更前 | 目標値：変更後 | 変更理由 |
|-----------|---|--|--------------------------|
| カドミウム | 検液1Lにつき 0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 | 検液1Lにつき 0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 | 国の環境基準の変更による（令和3年4月1日から） |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき 0.03mg以下であること。 | 検液1Lにつき 0.01mg以下であること。 | 国の環境基準の変更による（令和3年4月1日から） |